

高度技能専門医制度規則・細則の主な変更点

(2016年6月2日変更)

1. 高度技能専門医新規申請時の提出症例について

高度技能専門医新規申請を行う際は、修練期間中に経験したすべての症例を提出してください。

また、在院死亡症例が含まれている場合には、別途学会が定める書式の Case report を提出してください。（細則第8条1項）

2. 修練施設の再申請について

修練施設更新申請において、B施設がA施設認定の基準を満たし、A施設として更新を希望する場合には、申請前年の1年間の手術記録(写)を提出し審査を受けてください。

また、更新審査において非認定になった施設だけでなく、症例数が基準を満たしておらず、更新申請を辞退した施設も修練施設新規申請を再度行う場合は、既定の申請書類に追加して、過去5年分の手術実績表を提出してください。（細則第14条）

3. 手術記録の記載者について

手術記録の記載者について、原則術者が記載することとしていましたが、必ず申請者自身が記載してください。

また、2017年1月1日以降は手術記録のスケッチも必ず術者本人が記載してください。（細則第16条）

(2015年6月12日変更)

1. 休会規定の制定に伴う変更について

休会に関する規則 定款施行細則第4号の制定に伴い、認定期間及び修練期間の猶予が認められます。

休会期間中はその間の症例が無効となり、高度技能専門医・高度技能指導医資格が停止されるため、任期に算入されません。修練期間にも含まれません。また、休会期間中に高度技能専門医の新規・更新申請および高度技能指導医更新申請を行うことはできません。（細則第8条2項、第24条、第25条）

休会中に参加した学術集会参加証および教育プログラム受講証のクレジット点数も無効となります。（細則第 18 条）

2. 認定取り消しとなった修練施設の再認定について

認定取り消し処分となった修練施設の再認定について追加しました。（規則第 17 章第 32 条）

資格取り消し後に不相当とされた状況に対して適切な改善策が図られ、確実に実施していると判断される場合再認定の対象となります。

3. 高度技能専門医の更新申請について

高度技能専門医の更新申請時期を、毎年 4 月中の本学会が規定する期間中としました。（細則第 4 条）

（2013 年 6 月 12 日変更）

1. 高度技能専門医の修練について

高度技能専門医修練中は、修練施設に常勤していなければならない旨明記しました。（細則第 8 条 1 項）

2. 高度技能専門医ビデオ審査における症例の拡大について

高度技能専門医ビデオ審査における症例に区域切除および亜区域切除を追加しました。（細則第 8 条 4 項）

3. 修練施設更新審査で非認定となった施設が再申請する場合の基準について

更新審査において B 施設を非認定となった施設は、過去 5 年間の平均症例が認定基準を満たす場合に再度申請を行うことができます。

なお、申請書類は 5 年分の手術実績表と過去 1 年分の手術記録（写）とする。（細則第 14 条）

4. 手術記録（写）について

申請時に提出する手術記録（写）については、各施設のカルテに記録された手術記録のコピーを提出しなければならないこととします。申請用に書き換えた手術記録については、症例として認められません。（細則第 16 条）

なお、手術記録（写）については、術者の名前を術者欄の一番先頭に、第一助手の名前を助手欄の一番先頭に記載することを以前よりお願いしておりますが、2013年1月1日以降の症例は、いかなる事情があっても、手術記録の術者欄と助手欄の一番先頭に申請者氏名が記載されていない場合には、術者と第一助手として認められませんのでご注意ください。

(2012年11月30日変更)

1. 高度技能指導医の更新申請時期について

高度技能指導医の更新申請時期を、毎年4月中の本学会が規定する期間中としました。（細則第4条）

2. 高度技能専門医・指導医更新のための手術実績について

高度技能専門医・指導医の更新のための手術実績については、高難度肝胆膵外科手術（指導的助手も含む）を5年間に30例以上（領域を問わない）となっていましたが、指導的助手を助手に変更しました。（細則第12条）

3. 手術実績について

以前からお知らせしていたように、2011年1月1日以降の高難度肝胆膵外科手術症例は、National Clinical Database（以下、NCD）に登録されていなければならないため、下記のように明示しました。

高度技能専門医制度の各種申請において、NCDに登録されていない症例はNCDの本学会用申請システムで手術実績として認められません。

ただし、NCDの本学会用申請システムが稼働するまでは従来の申請様式を踏襲します。（細則第25条）

(2012年5月31日変更)

1. 指導医資格更新に必要な条件について

指導医資格の更新に当たっては、高難度肝胆膵外科手術（指導的助手も含む）を5年間に30例以上（領域を問わない）行う必要があります。

なお、セカンドオピニオンは実績としてカウントされません。（細則第12条）

また、本学会学術集会・教育プログラム参加点数が20点必要となりますが、有効期間は認定開始年度に開催された学術集会から申請前年の学術集会までの5回とします。（細則第19条）

2. 指導医資格更新の猶予について

指導医更新のための手術実績または業績点数（学会出席・教育プログラム参加）が不足している場合は、2013年の更新申請に限り1年間の猶予を設けます。

指導医資格についても継続され、1年間の猶予期間は、更新後の認定期間に含めることとします。（規則第11章18条、細則第24条）

3. 終身称号としての名誉指導医資格について

終身称号の名称を名誉指導医とし、手術実績または本学会学術集会・教育プログラム参加点数が足りず、高度技能専門医・指導医の更新を受けることができない場合は、申請により、名誉指導医資格を得ることができます。その際、更新・認定料として5万円が必要となります。（細則第13条、第20条）

また、名誉指導医のみの在籍では修練施設としては認定されません。（規則第13章第21条）

4. 手術記録（写）について

手術記録の提出について、2013年1月1日の手術症例からは電子カルテを採用している場合でもスケッチの添付を必須とします。システムに入れられない場合でも、別に保管しておく必要があります。また2012年1月1日から手術記録にはStageの記載を必須とします。（細則第16条）

5. 膵体尾部切除症例について

高難度肝胆膵外科手術術式のうち、膵体尾部切除については、D2リンパ節郭清を伴った膵癌に限るものとします。（細則第8条1）

6. 再申請について

高度技能指導医資格を取得した者は、高度技能専門医に申請できません。（規則第3章第5条4）
高度技能指導医資格を失効した者は、高度技能指導医に再度新規申請できません。（規則第8章第13条6）

（2011年11月17日変更）

1. 「指導の下で」および「指導的助手」の定義について

「指導の下で」とは指導的助手の下で」を意味することとしました。

なお、「指導的助手」とは実際の手術に対して、手洗いを行った上で助手として手術に入り、指導した者である、としました。（細則第8条1）、細則第11条）

（2012年1月1日からの症例に対し、有効となります）

2. 審査用ビデオ関連書類について

提出書類に審査用ビデオ症例用手術記録(写)を追加しました。（細則第8条6））

審査用ビデオ証明書について、2012年1月1日からの症例は指導医の署名および捺印が必要となりました。

3. 手術記録(写)について

高度技能専門医申請時に提出する手術記録(写)には高度技能指導医または高度技能専門医の氏名が記載されていなければならないこととしました。（細則第17条）

（2012年1月1日からの症例に対し、有効となります）

4. 高度技能指導医の新規申請について

高度技能指導医の新規申請は2014年までで終了とすることとなりました。（細則第24条）

（2011年6月10日変更）

1. 名称変更について

「肝胆膵外科高度技能医から肝胆膵外科高度技能専門医に変更しました。

2. 高難度手術区分について

高難度肝臓手術、高難度胆道手術をまとめて、高難度肝胆道手術としました。（細則第8条1））

3. 修練施設申請料、更新申請料、認定料の新設について

修練施設申請料 2万円、修練施設更新申請料 2万円、修練施設認定料 2万円を新設しました。

（細則第21条）

4. 高度技能専門医の申請時期について

申請締め切りを毎年1月15日に早めました。（細則第4条）

5. 高度技能専門医の修練期間について

修練期間は「連続した3年以上7年以内（申請日前年の12月31日まで）」としていましたが、
「申請時直近の7年以内に3年以上（申請日前年の12月31日まで）」に変更しました。（規則第5条1））（細則第8条2））

6. 第一助手について

助手が複数名の場合、第一助手としての経験は1人のみ認めることを明示しました。（細則第8条1）注）

7. 手術記録の記載について

1. 第一助手は名前を助手欄の一番先頭に記載することを明示しました。（細則第17条）
2. スケッチ・手術時間および出血量を記載することを必須としました。（細則第17条）
3. 亜区域切除症例がある場合は、術中写真の添付を必須としました。（細則第17条）
4. 高度技能専門医申請においては、申請者自らが手術記録を記載することを原則としました。（細則第17条）

(2010年11月22日変更)

1. 高度技能医申請における術者および指導的助手について

「術者および指導的助手は、外科専門医修練カリキュラムの定義に従う。」を削除しました。（細則第11条）

(2010年8月21日変更)

1. 高度技能専門医申請における審査用ビデオ症例からの同意を得て、診療責任者の署名、捺印を含む証明書を提出することが必要になりました。（規則第6条、細則第8条第6号）
証明書と患者からの承諾書の間申請者と診療責任者の割り印をして下さい。

※) 2010年8月31日以前に施行した手術症例については、承諾がなくても可とします。

2. 修練施設に高度技能指導医・技能専門医が勤務しなくなった場合は、猶予期間を置かずに修練施設取り消しとなりますが、1年以内に高度技能指導医・技能専門医が勤務するようになった場合は再認定を認めます。再認定となった場合、更新時期は修練施設取り消しとなる前と同時期とします。（細則第18条）

3. 高度技能医申請の際の学術集会参加・教育プログラム受講は、修練期間中に限らず2008年5月第20回学術集会参加・教育プログラム受講から有効とする。（細則第19条・20条）高度技能医申請の際の学術集会参加・教育プログラム受講は、修練期間中に限らず2008年5月第20回学術集会参加・教育プログラム受講から有効とする。（細則第19条・20条）
 4. 2008年5月第20回学術集会参加・教育プログラム受講を2008年6月からの高度技能指導医認定期間に含めることにします。（細則第19条）
 5. 2013年以降の高度技能指導医申請の際には、学術集会参加・教育プログラムの受講を必要となります。（規則第9章第14条、細則第19、20条）
-

(2010年5月27日変更)

1. 高度技能医認定基準について

「高度技能医認定審査申請時において消化器外科専門医かつ本学会評議員であること。」に、「申請日前年度までの会費を完納している。」を追加しました。（規則第3章第5条3）

2. 高度技能医認定基準について

「高度技能指導医資格を有する者は高度技能医に申請できない。」を削除しました（規則第3章第5条4）。ただし、高度技能医未取得の高度技能指導医は高度技能医への申請はできません。（細則第12、13条）

3. 高度技能医資格の喪失について

高度技能医資格認定小委員会での審査過程において、申請内容に重大な虚偽が認められた際の処置を追加しました。（規則第7章第12条）

4. 高度技能指導医認定基準について

「本学会評議員である。」に、「申請日前年度までの会費を完納している。」を追加しました。（規則第8章第13条4）

5. 高度技能医、高度技能指導医、修練施設の各申請書類提出期限について

「更新申請も毎年2月末日までに行う。」を追加しました。（細則第4条）

6. 高難度肝胆膵外科手術以外で高難度と考えられる症例を証明するための添付書類について

手術実績表に添付する書類を「手術所見」から「手術記録（写）」に変更しました。（細則第8

条)

7. 教育プログラム参加について

「高度技能医申請者、高度技能医更新者、高度技能指導医更新者は、修練期間中または高度技能医認定期間中に、本学会学術集会および本学会指定の教育プログラムに出席する。学術集会および教育プログラムの参加は、参加証または受講証にて証明できるものとする。」に、「ただし、2008年5月第20回日本肝胆膵外科学会の教育プログラムは2008年6月からの修練期間に含めるものとする。なお、参加証および受講証は再発行しない。」を加筆しました。（細則第19条）